相続の放棄・遺留分の放棄 宅建 S63-08-4 《#651》

【問】正誤をつけよ。

相続の開始前においては、遺留分の放棄はできる場合があるが、相続の放棄は常にできない。

【答え】正しい

≪ポイント1≫ 遺留分の放棄 【★基礎必須】

- 1 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。
- 2 共同相続人の一人のした**遺留分の放棄**は、**他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない**。(民法 1049 条)

≪ポイント2≫ 相続の承認又は放棄をすべき期間 【★基礎必須】

- 1 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。(考慮期間・熟慮期間) (民法915条1項本文)
 - ⇒ 相続放棄は、この考慮期間・熟慮期間においてしなければならず、相続開始前にすることはできない